

霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年11月25日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第226号）の一部を次のように改正する。

本則中「管理者」を「市長」に改める。

第29条第1項中「記載されて」を「記載して」に改める。

第40条第6項第2号イ中「第19条の8」を「第19条の13」に改める。

第68条中「整とん」を「整頓」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の改正により引用規定にズレが生じていること及び用語の整理のため、本条例の所要の改正をしようとするものである。